式により算定した率（小数点以下第十三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇八八六九三九八三四五九五を超える場合は〇・〇八八六九三九八三四五九五とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該都道府県の平均被保険者数 × 0.000000727626 1

二　次に掲げる額の合算額

イ　一万千四百七十二円五十一銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二二〇七〇二二八五六一に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　次に掲げる額の合算額

イ　一万四千九十四円九十四銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一九〇三七〇三二八〇三に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が五十八万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

〔当該世帯に属する被保険者に係る〔基礎控除後の総所得金額等の合計額〕〕 − 580,000円 − 当該都道府県の基礎賦課基準応益割額 / 当該都道府県の基礎賦課基準応能割率 × 〔賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数〕

3　一万千四百七十二円五十一銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二〇七〇二二八五六一を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

〔当該世帯に属する被保険者に係る〔基礎控除後の総所得金額等の合計額〕〕 − 190,000円 − 11,472円51銭 × 〔賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数〕 / 0.022070228561

式により算定した率（小数点以下第六位未満は四捨五入するものとし、〇・〇八七七二五を超える場合は〇・〇八七七二五とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額

調整対象需要額から第四条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除して得た額 / 当該都道府県の平均被保険者数 × 0.000000743 + 0.001974

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　一万千三百八十六円に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇二二一四三四七二一〇〇に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

三　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　一万四千四十七円七十一銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

ロ　〇・〇一九五七二八五五二七五に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）

2　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が五十八万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

〔当該世帯に属する被保険者に係る〔基礎控除後の総所得金額等の合計額〕〕 − 540,000円 − 当該都道府県の基礎賦課基準応益割額 / 当該都道府県の基礎賦課基準応能割率 × 〔賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数〕

3　一万千三百八十六円に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二二一四三四七二一〇〇を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

〔当該世帯に属する被保険者に係る〔基礎控除後の総所得金額等の合計額〕〕 − 190,000円 − 11,386円 × 〔賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数〕 / 0.022143472100